

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令案要綱

第一 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置

- 一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）及び平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「改正前共済各法」という。）の規定により、離婚時の年金分割が行われていた組合員期間等について、厚生年金保険の被保険者期間にみなされる場合には、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間とみなされるものとする。こと。（第四条関係）
- 二 改正前共済各法による組合員等であった者であつて、平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について、平成二十七年十月から平成二

十八年八月までの期間に係る標準報酬月額を定めること。（第五条関係）

三 三歳に満たない子の養育を開始する日が施行日前にある厚生年金保険の被保険者に当該養育期間に係る標準報酬月額の特例を適用する場合における平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）等の規定の適用に関し必要な読替え等を定めること。（第十条から第十二条まで関係）

四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る離婚時の標準報酬の改定請求について、施行日前に請求すべき按分割合等を定めた場合に、当該改定請求に係る被保険者期間に係る被保険者の種別ごとに標準報酬の改定の請求並びに対象期間標準報酬総額及び按分割合の範囲の計算を行うこととすること。（第十五条関係）

五 施行日前に改正前共済各法による離婚分割が行われた期間等について、厚生年金保険法による離婚分割の対象から除くものとする。（第十四条及び第十六条関係）

六 各月の支払額に一円未満の端数があった場合にこれを切り捨て、二月に支払う年金額に切り捨てた額の合計を加算する平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚

生年金保険法」という。)第三十六条の二の規定について、平成二十七年十月以後の月分として支払われる年金の支払額から適用することを定めること。(第十八条関係)

第二 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置

一 平成二十四年一元化法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合における必要な読替え等を定めること。(第二十一条関係)

二 平成二十八年度から平成三十三年度までにおける厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定方法を定めること。(第二十七条から第三十二条まで関係)

三 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である者について、在職支給停止の計算を行う場合に、その計算の基礎とする標準賞与額に相当する額に含めないものを定めること。(第三十三条関係)

四 老齢厚生年金の受給権者であって改正前共済各法による退職共済年金の受給権者であるものについて、在職支給停止の対象となる老齢厚生年金及び退職共済年金に応じて、平成二十四年一元化法附則第十

三条から第十六条までの規定の適用に関し必要な読替えを定めること。（第三十五条から第五十九条まで関係）

五 初診日が平成二十六年四月一日以後にある改正前共済各法による組合員等であった者に支給する障害厚生年金について、必要な読替えを定めること。（第六十条関係）

六 改正前共済各法による組合員等であった者が施行日以後に死亡した場合にその者の遺族に支給する遺族厚生年金について、必要な読替えを定めること。（第六十五条関係）

七 施行日前に改正前共済各法による退職共済年金の受給権を有していた者が、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した場合等における平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項を定めること。（第六十六条関係）

八 平成二十四年一元化法附則第二十二条の規定により二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付の額の計算及びその支給停止に関する特例を設ける法律並びに当該給付の額の計算等に関する特例を定めること。（第六十八条から第七十五条まで関係）

九 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等に規定する給付に関し、改正後厚生年金保険法等の規

定を適用する場合における必要な読替え等を定めること。（第七十八条関係）

十 平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による退職共済年金の受給権者であつて、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について、その者が当該被保険者の資格を喪失してから一月を経過する月の前月までの期間を、その者に支給する老齢厚生年金の額の計算の基礎としないことを定めること。（第七十九条関係）

十一 厚生年金保険法の規定による脱退一時金について、必要な読替え等を定めること。（第百九条関係）

第三 費用の負担に関する経過措置

一 改正前共済各法による年金たる給付等のうち、厚生年金保険法第二条の四第一項の規定の適用等において厚生年金保険の保険給付に要する費用等とみなす費用を定めること。（第百十条関係）

二 改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金のうち、平成二十四年一元化法附則第二十七条に規定する平成二十七年度の実施機関厚生年金保険事業費等を定めること。（第百十一条関係）

（係）

三 平成二十七年度の給付に係る費用を賄うために実施機関が負担する拠出金及び交付金について、関係

規定の適用に関し必要な読替えを定めること。（第百十四条から第百十六条まで関係）

第四 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する経過措置

- 一 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十六条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第 号）第九条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）における厚生年金保険の保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に関し必要な読替えを定めること。（第百十七条及び第百十八条関係）
- 二 相手国期間を有する者であつて改正前共済各法による退職共済年金等の受給権者であるものの配偶者に、平成二十四年一元化法による改正前と同様に社会保障協定の特例による老齢基礎年金の振替加算等を支給するために必要な規定の整備を行うこと。（第百二十条から第百二十三条まで関係）

第五 施行期日

この政令は、平成二十七年十月一日から施行すること。